

邑楽町告示第226号

令和3年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月1日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和3年9月7日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（13名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	11番	神谷長平	議員
12番	小沢泰治	議員	13番	大野貞夫	議員
14番	小島幸典	議員			

○不応招議員（1名）

1番	島田時男	議員
----	------	----

令和３年第３回邑楽町議会定例会議事日程第１号

令和３年９月７日（火曜日） 午前１０時開会

邑楽町議会議場

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 報告第 １号 令和２年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 ４ 同意第 ３号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 ５ 同意第 ４号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 ６ 同意第 ５号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 ７ 同意第 ６号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 ８ 同意第 ７号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 ９ 同意第 ８号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 10 同意第 ９号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 35号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 36号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 37号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 38号 工事請負契約の締結について
(令和３年度生活拠点施設整備事業道路改良工事)
- 第 15 議案第 39号 工事請負契約の締結について
(令和３年度公共下水道管渠築造３－１工区工事)
- 第 16 議案第 40号 令和３年度邑楽町一般会計補正予算（第２号）
- 第 17 議案第 41号 令和３年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 18 議案第 42号 令和３年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 第 19 議案第 43号 令和３年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 20 議案第 44号 令和３年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 21 認定第 １号 令和２年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 認定第 ２号 令和２年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 認定第 ３号 令和２年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 認定第 ４号 令和２年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 認定第 ５号 令和２年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（13名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	11番	神谷長平	議員
12番	小沢泰治	議員	13番	大野貞夫	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（1名）

1番	島田時男	議員
----	------	----

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長
高澤透	監査委員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開会及び開議の宣告

○松村 潤議長 ただいまから令和３年第３回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前１０時０５分 開議〕

◎諸般の報告

○松村 潤議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○松村 潤議長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において佐藤富代議員、小久保隆光議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○松村 潤議長 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの11日間と決定しました。

◎日程第３ 報告第１号 令和２年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○松村 潤議長 日程第３、報告第１号 令和２年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい

てを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により8月19日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○松村 潤議長 報告の件について質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第4、同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員であります太田市在住の高木祥充氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決しま

す。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第5、同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員であります邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第6、同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員に新たに呂楽町大字藤川在住の吉田訓子氏を委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第7、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員であります太田市在住の高木祥充氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意
を求めることについて

○松村 潤議長 日程第8、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員であります呂楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期

が令和3年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意
を求めることについて

○松村 潤議長 日程第9、同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員に新たに邑楽町大字藤川在住の吉田訓子氏を委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第10、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字秋妻在住の岩崎年男氏の任期が令和3年9月21日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第35号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第11、議案第35号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

総合計画をはじめとする各個別計画を推進し実現するため、柔軟かつ即応性のある体制の構築を目指し、町民の利便性向上につながる組織機構とするため、邑楽町課設置条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、総務課から財政担当部署及び契約検査担当部署を分離し、新設する施設管理担当部署と併せ新たに財政課を配置いたします。現行の健康福祉課と都市建設課においては、それぞれ福祉介護課と健康づくり課、建設環境課と都市計画課に分割いたします。また、安全安心課を廃止し、交通防災担当部署を総務課に、生活環境担当部署を建設環境課に、下水道担当部署を都市計画課に編入し、住民課の名称を住民保険課に変更いたします。

今回の改正により、現行の13課2局を15課2局にするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第12、議案第36号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収し、当該手数料の徴収事務を市区町村長に委託することとなったことから、町の条例からは再交付手数料に関する規定を削除する必要性が生じたため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第37号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第13、議案第37号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等の書面の作成等について電磁的記録により行うことを可能とするなど、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第38号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）

○松村 潤議長 日程第14、議案第38号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 工事請負契約（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

生活拠点施設整備事業道路改良工事を施工するため、去る8月17日、指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が1億2,518万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 議案第38号 工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、1億2,518万円、4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

工事場所は、邑楽町大字狸塚地内でございます。

工事の概要でございますが、道路改良工事で延長475.5メートル、舗装工車道部、舗装工歩道部、排水構造物工、縁石工でございます。

工期につきましては、ご承認をいただきました日から令和4年3月17日までを予定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 工事請負契約の締結について（令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号 工事請負契約の締結について（令和3年度公共下水道管渠築造3－1工区工事）

○松村 潤議長 日程第15、議案第39号 工事請負契約の締結について（令和3年度公共下水道管渠築造3－1工区工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 工事請負契約（令和3年度公共下水道管渠築造3－1工区工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度公共下水道管渠築造3－1工区工事を施工するため、去る8月12日、指名競争入札を執行した結果、河本工業株式会社が7,557万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、安全安心課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 議案第39号 工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。

工事名は、令和3年度公共下水道管渠築造3－1工区工事でございます。

入札方法は、指名競争入札で、入札日は令和3年8月12日ございました。

契約金額は7,557万円で、消費税10%分が含まれております。

契約の相手方は、館林市北成島町2544番地、河本工業株式会社、代表取締役、河本榮一でございます。

工事場所は、邑楽町大字新中野地内、町道10－1号線下、町道7－120号線下及びそれら2か所を接続するために必要となる株式会社東武鉄道が管理する軌道下用地となっております。

工事の目的は、新中野地区の汚水処理について、昭和48年から稼働し、老朽化が進んでいる新中野下水処理場から公共下水道区域に編入し、安定的な下水処理を行うためのものでございます。新中野地区を編入するに当たって必要な工事は、令和元年度から3か年にわたって計画をしており、本工事はその最終年度による工事でございます。

本工事は、1つの立て坑から北へ102.7メートル、東へ15.9メートルの推進工事を行い、アルフ

アベットのL字のように管渠を築造していくものとなっております。株式会社東武鉄道軌道西側の町道10―1号線にL字の頂点となる鋼製ケーシング、直径200センチメートルの両発進立て坑を1基構築し、そこから小口径管推進工法で北、東へ向かってそれぞれ管渠を築造していきます。北の終点は沈設立て坑コンクリート製マンホール、直径120センチメートルの到達立て坑を構築し、東の終点は昨年度施工しました沈設立て坑コンクリート製マンホール、直径120センチメートルの両到達立て坑へ接続をいたします。

なお、埋設深は五、六メートル、管種は北が鉄筋コンクリート管、直径25センチメートル、東がレジンコンクリート管、直径25センチメートルとなっております。

本工事は、東へ向かう15.9メートルの推進工事等が株式会社東武鉄道の管理する軌道下を施工するものとなっております、夜間の施工や鉄道主任技術者B以上の資格を有する者が立ち会っての施工等、条件付きの工事となっております。

工期でございますが、議会の議決をいただいた日から令和4年3月18日までの予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 工事請負契約の締結について（令和3年度公共下水道管渠築造3―1工区工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）

○松村 潤議長 日程第16、議案第40号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 令和3年度呂宋町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,523万1,000円を追加し、予算の総額を99億2,825万1,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金826万7,000円、地方交付税2億5,029万6,000円、国庫支出金8,249万9,000円、県支出金381万2,000円、寄附金500万円、繰入金176万6,000円、繰越金3億4,340万円及び町債1,970万円等の増額であります。

歳出の主なものは、総務費5億6,398万3,000円、民生費398万1,000円、衛生費270万1,000円、土木費1億4,608万6,000円及び教育費723万9,000円の増額と、商工費774万円及び公債費106万9,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 14款予備費になりますが、今回のこの補正予算には計上がされておられません。

6月補正のときにもありませんでした。当初では5,000万円ということで計上されておりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の対策費として緊急的に必要になったときということで、過去最大規模の5,000万円という予備費が計上されているわけではありますが、先ほども申し上げましたが、6月補正、そして続いて9月補正、2回補正予算を組む機会がありましたが、その予算計上の形跡がないということは、何らかの理由があったのかと思われるのですけれども、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

○松村 潤議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

議員がご指摘のように、今回補正予算につきましてはコロナ対策等で急を要する場合に対応できるようにということで、前年度に比べ増額で計上させていただきました。今年度につきましては、6月と今回9月がありますが、そちらの定例会における補正予算の見直しにおきまして、コロナ対策事業につきましては、その中で予算を計上することができました。この9月は、新商品開発研究推進事業500万円ほど増額させていただきました。6月においても同様の事業あるいは別な事業においても、コロナ対策に必要な事業を計上することで執行することができました。今後、急を要する補正予算に間に合わないような状況が発生した場合には、予備費を活用し、事業を執行していきたいと思っております。

このようにできるだけ補正予算に計上し、議会の承認を得た上で執行ができるよう行っていきたいというふうに考えております。そのため、予備費の執行はありませんでしたので、それに対する

補正等も6月、今回とも行う必要がありませんでした。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今、総務課長の答弁ですと、私が申し上げたとおり、緊急的に必要になった場合において、予備費の活用を行うというようなご答弁でしたけれども、コロナ感染症に関してはご承知のとおり、日々情勢が変化をしているということだと思います。今後、当然において緊急的に予備費の活用が必要になるときが来るのではないかという予測を基に、やはり予算執行を行っていく必要があるかと思いますが、その点については、町長、教育長双方にお伺いをしたいのですけれども、特に教育長に関しては教育現場、若年層の方々の感染拡大が広がっているということでありまして、そういうことを踏まえた中で、今後こういった対策が具体的に必要になっていくか、そういった検討もされていると思いますので、その辺についてご説明をいただければと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど総務課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、予備費については、当然のことながら各事業について不足額が生じた場合に、予備費を充てるということになっておりまして、今総務課長の答えのとおり、現在のところ各事業執行に当たって、不足額が生じていないということでありまして、特に予備費についての検討はしなかったということでありまして、

しかしながら、このコロナ対策以下、これからどのような形で変遷をしていくか分かりません。したがって、不足額が生じた場合には、時に応じてその執行をしていくということで基本的に考えております。

教育関係については、教育長のほうからお答えさせていただきます。

○松村 潤議長 藤江教育長。

○藤江利久教育長 お答えいたします。

年齢が低い方のコロナ感染ということですが、学校、それから保育園、幼稚園、それぞれコロナにつきましても報告を受けております。PCR検査につきましても、毎日のように何人するということで、私のほうにも連絡が入っております。ただ、起こった場合についてのマニュアルですけれども、国や県の方針も出ましたので、邑楽町としての対策は十分検討いたしまして、学校のほうには指示してあります。例えばですけれども、1人感染者が出たというのは、クラスターというかクラスの中で発生した場合には、当然これは学級閉鎖並びにほかの学年に行った場合には、学校自体を休校するというような対策もしなければいけないということで、マニュアルはつくっております。

また、その場合、学校閉鎖になりますと、給食を止めなければいけないということが入ってきますので、そういったときには急遽食材を止めるということになりますから、前回起きたように給食の食材の補償なども関わってくると、そういったこと。それから、2学期に予定していた行事等も

中止あるいは延期ということでは考えなければいけないということで、いろいろ対策はしなければいけないかなというふうに考えております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長のご答弁ですと、その状況に応じて、この予備費の活用が緊急的に必要になった場合に考えていくというようなお話でしたけれども、それでは後手に回ってしまう感がどうしても否めません。何度も私も全員協議会でも申し上げていますが、今回のこのコロナに関しては、情勢が急に変化したり、予測していないことが起きたり、当然そういうことがあるわけですが、それを見越して先手、先手を打っていく、そういったことが必要かと思います。先手を打つためには、ではどうしたらいいか、どういう状況になったらどういう対策が必要なのかということは、今から考えておくということです。その場、その場でその状況に応じてということになりますと、スムーズな予算執行もできませんし、予備費の活用も私はできないと思っています。

先ほど、教育長の答弁の中には、具体的に何点か、給食の問題ですとか、学校が休校になった場合にはどういったことが必要になるかということがある程度計算されているようでありましたが、町全体として、この問題についてはしっかりと対応して後手に回らないように、先に回って対策を打つ。今から、どういった予備費の活用が必要になるかというところまで議論を高めていっていただきたいと、このように要望して終わります。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第41号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○松村 潤議長 日程第17、議案第41号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,242万5,000万円を追加し、予算の総額を31億2,344万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金、諸収入の増額と県支出金の減額であります。歳出については、総務費、保険給付費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○松村 潤議長 日程第18、議案第42号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万1,000円を追加し、予算の総額を3億3,525万円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第43号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○松村 潤議長 日程第19、議案第43号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,033万8,000円を追加し、予算の総額を22億5,327万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第44号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○松村 潤議長 日程第20、議案第44号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,537万9,000円を追加し、予算の総額を4億741万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金と繰越金の増額であり、歳出については下水道費と公債費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時01分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

◎日程第21 認定第1号 令和2年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第25 認定第5号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○松村 潤議長 日程第21、認定第1号 令和2年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから
日程第25、認定第5号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5
件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 令和2年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号
令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度邑楽
町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度邑楽町介護保険特
別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月3日、4日の2日間
にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいております
ので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 次に、監査委員から報告願います。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月3日と4日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきまして、お手元に印刷配付のとおりでありますので、意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

令和2年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和2年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 令和3年8月3日・4日

2. 審査対象

- (1) 令和2年度邑楽町一般会計
- (2) 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
- (4) 令和2年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計

3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和2年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

4. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	12,882,419,905円
歳出総額	12,298,456,298円

歳入歳出差引額 583,963,607円

令和2年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、38億4,055万円の増加となりました。町税、地方特例交付金、分担金及び負担金等が減少した一方、国庫支出金、繰入金、町債等が増加したことによります。増加の主な内容は、国庫支出金が特別定額給付金給付費補助金をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策関係補助金により32億574万円増加したこと、繰入金は4億4,874万円増加したこと、町債は令和元年度からの明許繰越分を含む学校等の公共施設の維持補修・改修等、普通建設費の増加により2億3,117万円増加したこと等です。

町税収入は38億1,226万円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より15.1%減少の29.6%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より640万円増加の1,544万円の処理が行われ、収入未済額は前年度より8,508万円多い3億3,023万円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると平成30年度98.7%、令和元年度98.8%、令和2年度96.0%と推移しています。令和元年度の収納率に対し2.8%の減少となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難な事業者等が、徴収猶予の特例制度を活用したことにより、令和2年度に歳入されるべき町税が減少したことが主な要因です。毎年の収納努力により収納率は上がっていますが、滞納繰越分も含めた収納率の向上には、もう一段の努力が必要と考えます。

歳出においては、予算額129億519万円に対し、決算額は122億9,846万円で、執行率は95.3%となっております。前年度の執行率は93.6%であり、1.7%の増加となっています。新型コロナウイルス感染症による事業計画の見直しや、国の年度途中での制度改正などによる予算要求の難しさなどがありますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して36億8,714万円の増額となっています。増額の主な要因は、総務費は国の新型コロナウイルス感染症に対応するための特別定額給付金事業により25億1,005万円の増加、教育費は学校ICT環境推進事業や学校給食特別会計の廃止による一般会計化などにより6億4,650万円の増加、衛生費は太田市外三町広域清掃組合負担金により2億4,028万円の増加等によるものです。

令和2年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字となりました。町税は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、徴収猶予分を含めても減収となりました。少子高齢化、人口減少等の問題は解決の糸口は見え、今後も総務費、民生費は増加していく傾向は変わりません。また、新型コロナウイルス感染症に対する町行政への町民からの期待も大きく、迅速な対応が必要となっています。ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーションの推進などによる、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されることを要望します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,190,530,310円
歳出総額	3,035,975,124円
歳入歳出差引額	154,555,186円

令和２年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、6,615人で前年度より140人（2.1％）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は６億6,911万円で前年度より1,757万円（2.6％）減少となりました。さらに、国民健康保険税の収納率は、74.0％で前年度より0.8％増加させることができたが、収入未済額は２億2,614万円余りと、いまだ多額に上っています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金は２億1,059万円で前年度より731万円（3.4％）減少、繰越金は１億8,560万円で前年度より1,671万円（9.9％）増加となっております。

歳出のうち、保険給付費は19億7,968万円で１億4,213万円（6.7％）減少し、総額の65.2％を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、平成30年４月から都道府県広域化となりました。全ての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、第２期データヘルス計画、第３期特定健康診査等実施計画を基に、健康課題に効果的な事業を保健センターと連携して行い被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

（３）後期高齢者医療特別会計

歳入総額	326,657,626円
歳出総額	325,916,504円
歳入歳出差引額	741,122円

令和２年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は２億5,601万円で前年度より843万円（3.4％）増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は98.8％となっています。繰入金は6,813万円で前年度より289万円（4.4％）増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金３億2,210万円で前年度より1,181万円（3.8％）増加、歳出全体の98.6％を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっておりますが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

（４）介護保険特別会計

歳入総額	2,163,568,622円
歳出総額	2,013,270,144円

歳入歳出差引額 150,298,478円

令和2年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億5,439万円で前年度より13万円（0.0％）減少、歳入全体の25.6％を占めています。国庫支出金が4億2,122万円で前年度より4,112万円（10.8％）増加、支払基金交付金が5億1,904万円で前年度より197万円（0.4％）減少、一般会計繰入金が3億4,957万円で前年度より3,222万円（10.2％）の増加でした。

歳出においては、保険給付費が18億4,450万円で前年度より2,141万円（1.1％）の減少、歳出全体の91.6％を占めています。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標である、町の地域資源を有効に活用しながら、在宅医療・介護連携等の取組や介護予防・生活支援サービスの基盤整備など、地域の自主性、主体性に基づき、地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種事業を推進することを望みます。

（5）下水道事業特別会計

歳入総額 293,546,862円

歳出総額 272,983,997円

歳入歳出差引額 20,562,865円

令和2年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち他会計繰入金は1億5,109万円で前年度より219万円（1.5％）増加、使用料は8,061万円で前年度より361万円（4.7％）増加となりました。使用料の徴収率は、97.0％で前年度より0.5％増加となりました。負担金は、200万円で前年度より198万円（49.7％）減少となりました。負担金については、収入未済額533万円を含め、債務者との十分な話し合いが必要と考えます。徴収率向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出のうち下水道費は1億2,947万円で前年度より933万円（6.7％）減少、公債費は1億4,351万円で前年度とほぼ同額でした。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和3年8月12日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 高澤 透

邑楽町監査委員 矢島 正広

以上です。

○松村 潤議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和２年度各会計の決算認定につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日８日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前１１時４３分 散会〕